

兵庫県パートナーシップ制度と連携して利用できる・利用しやすくなる行政サービス (公営住宅・病院以外)

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和6年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
- ・掲載されていないものについても、調整が整ったものを追加更新させていただきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受理証明書の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービスの利用については、受理証明書の提示が不要な場合があります。

●三田市

No.	行政サービス等の内容	受理証明書の提示等		問い合わせ先		備考
		必要	不要	担当課	電話番号	
1	犯罪被害者見舞金	○		人権共生推進課	079-559-5062	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度担当部署にてお受けし、各所管課へおつなぎします。
2	市合葬式墓所の申し込み	○		人権共生推進課	079-559-5062	
3	住宅取得費補助金(住みかエール)	○		人権共生推進課	079-559-5062	
4	空き家リフォーム補助金	○		人権共生推進課	079-559-5062	
5	市職員の休暇制度	○		人権共生推進課	079-559-5062	
6	市職員互助会の給付制度	○		人権共生推進課	079-559-5062	